

1.3 九州王朝の裏付けとなる事例

(1) 筑紫君磐井

A. 日本書紀継体紀の「磐井の乱」

ア、是に磐井 火・豊 二国に掩ひ擲りて使修職ず 外は海路を激へて高麗百濟任那等の国の年に職を貢る船を誘致り、内に任那に遣はす毛野臣の軍を遮る

イ、(継体天皇) 大將軍物部大連麿鹿火に詔し給ひ「長門より東をば朕制らむ、筑紫より西をば汝制らさね」と宣る

ウ、継体二十二年十一月物部大連麿鹿火 賊帥 磐井と筑紫の御井の郡に交戦す 旗鼓相ひ望み埃塵相接す 機を両陣の間に決し、万死の地を避けず 遂に磐井を斬り果たして 疆場を定む

エ、二十二年十二月筑紫君葛子 父に坐りて誅せらるるを恐れ 糟屋の屯倉を献じ死罪を贖はんことを求む

この頃の任那は百濟新羅の圧力に堪えかねており 筑紫朝に救援を求めている

筑紫君磐井は 分家筋の大和朝に声をかけて 援軍として呼び寄せ 共に朝鮮半島に渡ろうとしていた ここで 大和軍が反乱を起こし 機を見て磐井を斬ったのである

その後直ぐ 筑紫側が勢いを取り戻したので 大和軍による領土分割ではなく 屯倉(王直轄地)に貯えていた産物の提供で収まったことを意味している

オ、二十五年(531) 二月天皇 病 甚し 丁未の日玉補の宮に崩りましき

或る本に云はく 二十八年甲寅の年崩りましきと言へり 而るを此に二十五年辛亥の年と云へるは 百濟本紀を取りて文為るなり 其の文に云はく「辛亥の年 日本の天皇と太子の皇子俱に崩薨りましきと聞く」といへり、後の勘校へむ者ぞ知りなむ

日本書紀の編纂者が 自国の国王継体の歿年(約170年前)が覚束なくて 手元に二十八年と書いた資料が有るのに 隣国百濟本紀の二十五年を取って書いたとしている 百濟本紀が記しているのは筑紫君磐井の没年である(但し 日本書紀の戦闘の記事と三年の差がある)

B. 筑後風土記の「岩戸山古墳」

「上妻の県の南二里、筑紫君磐井の墳墓有り 高さ七丈、周り六十丈、墓田は南北各六十丈、東西各三十丈、石人・石盾各六十枚、交陣行を成し四面に周匠す 東北角に当たり一別区画あり、号して衛頭と曰う(政所なり) その中に一石人あり、従容として地に立てり、号して解部と曰ふ 前に一人あり、裸形にして地に伏す、号して倭人と曰ふ(猪を倭む) 側に石猪四頭あり臙物と号す(盗み物なり) 次の所にも亦 石馬三匹、石殿三間、石蔵三間あり、

筑紫君磐井 生平の時 預め此の墓を造る」

これは裁判の場を示しており 律令の制定と施行の法治の場を実証しているものである

しかも 倭人とか臙物などの漢語を用いており中国の律令を下敷きになっている一例である

中国では秦の始皇帝が法家の説によって立国し、律令を施行し 漢もこれを継承した（史記）
この律令は 魏、晋、宋、齐、梁、陳と六朝に継承され 更に隋にまで続けられた（古律令とい
う） 唐代(618年以降)に 新たに制定されたのが律令格式である
因みに 隣国朝鮮では
高句麗本紀「小獸林王三年(373) 律令を領つ 始めて百官公報、朱紫の秩を制す」
新羅本紀「法興王七年(520)正月 律令を領示す」
大和朝の律令制としては 天武時代の飛鳥浄御原令（現存しない）があるが 本格的な律令制度
は
大宝律令(701)からである
（大化の改新(645)は 藤原京跡の考古学出土品（木簡）で否定されている）

(2) 九州年号

A. 「そこくぎせんこう襲国偽僭考」に見る元号

江戸時代後期 鶴峯成守が「九州年号と題したる古本あり」として上記の書を紹介した
その書の九州年号は善記元年（継体十六年(522)）から大長三年（文武四年(700)）までの連続した
179年間の元号で 32個から成る
他にも 李氏朝鮮の「海東諸国記」、浄土宗寺院の「如是院年代記」、宣教師ジョアン・ロドリゲ
スの「日本大文典」など 15件の九州年号研究書がある
しかし 江戸時代は水戸学徒の攻撃を受け 維新後も平田学徒の天皇家至上主義の立場から“鎌倉
期の僧徒の偽僭”として論断され 表に出ることは少なかった
現在では 九州を中心に全国から 400件以上の使用実例が報告されている（市民の古代研究会）
日本書紀にも編纂者のミスで 大化、白雉、朱鳥が単発的に出現し 万葉集には意図的に残したも
のも含めて 更に多くが出現している
善記元年は筑紫君磐井の時代であり 磐井が元号を創設したのでであろう（この時代 倭国と梁との
関係が悪化し 交流が無くなって 自国の年号が必要になったものと思われる）

B. 聖武天皇詔勅に見る九州年号

諸国の僧尼の名簿を整理したところ 古い記録に齟齬があつて混乱しているとの訴えに対して出さ
れた神亀元年(724)の詔勅
「白鳳以来“”朱雀以前“ 年代玄遠にして尋問明め難し 亦 所司の記注 多く粗略有り 一に見名
を定めて 乃りて公驗を給へ」と
九州年号の白鳳は 661~684年朱雀は 684~686年であり 僧尼の在籍記録にこれらが使われていたの
であろう（大和朝に元号が無かったから筑紫朝の元号を使った）
そこで この詔勅により 過去の経緯を問わず 新しい基準で名簿を確定して僧尼の許可状が発行
された

C 新羅年号

新羅本紀「法興王二十三年(536) 始めて年号を称し 建元元年と云う」
この後 115年続き 真徳王大和四年(650)を以って廃止された 中国（唐）の高宗から叱責された

と書かれている

新羅は倭国に倣って自国の元号を創ったと考えられるが その後 梁、陳、隋の三朝への朝貢では年号で難詰された形跡が無いが 唐になって初めて叱責されたのであろう

(3) 法隆寺の釈迦三尊像の光背銘

聖徳太子の建立した法隆寺の本尊は釈迦三尊であり「わが国の仏教美術史上の淵源を成すものは飛鳥仏でありその飛鳥仏の代表はこの釈迦三尊である」と一般に高く評価されている

この三尊像の光背には 196 文字の銘文が刻まれている

「法興三十一年(621)十二月鬼前^{きまへ}太后崩ず 明年 (622)正月二十二日上宮法皇 枕病してよからず 干倉^{かしかむ}王后仍りて以って勞疾し 並びて床に著^つく 時に王后・王子等及び諸臣と与に 深く愁毒を懷き 共に相発願す「仰いで三宝に依り^まきに釈像を造るべし 尺寸の玉身 此の願力を蒙り 病を転じ寿を延べ世間に安住せんことを 若し是れ^{じょうごう}定業にして以って世に背かば往きて浄土に登り 早く妙果に昇らんことを」と

二月二十一日王后即世す 翌日法皇登暇す(622)

癸未^{みづのえ}の年 (623)三月中 願の如く 釈迦尊像並びに^{しやうごん}侍及び莊嚴の具を敬造し畢る 斯の微福に乗ずる信道の知識 現在安穩にして生を出で死に入り三主に隋奉し三宝を紹隆し 遂に彼岸を共にせん 六道に普遍する法界の含識 苦縁を脱するを得て同じく菩提に趣かん 使司馬鞍首止利^{しり}仏師 造る」

ほとんどの解説書は この上宮法皇を聖徳太子として説明しているが 天子でない聖徳(この名称も後に贈られた言葉) 皇太子を法皇と呼ぶのは無理であり、その母と妻を鬼前太后、王后と呼ぶことも妥当ではない 又 作者の止利^{しり}仏師は日本書紀の鞍作鳥ではない

この上宮法皇は 九州王朝の阿母多利思北弧である

聖徳太子の多くの事績(冠位十二階、十七条憲法など)が日本書紀に詳述されているが 当時の社会は氏族社会(豪族たちの合議制)であり 実態として君・臣・民の階級制は無かった 冠位十二階も存在せず又国司などの役職も無かったなど 太子の事績を否定する研究書が津田左右吉を始め多数の研究者から出されている

又 法隆寺は日本書紀に「天智九年(670)四月夜半に法隆寺に^{ひつ}災き、一屋も余すなく焼尽す」と書かれている 法隆寺の塔や金堂は大宰府の観世寺から移築されたものである 半田良三「法隆寺は移築された」1991年に 詳しい内容が示されており 移築完了は710年とされている 建物だけでなく 上述の上宮法皇の玉身を模した釈尊三尊像を始め、薬師像、夢殿観音像、百済観音像、四天王像などのすべてが 観世寺から戦利品として大和朝に持ち帰ったことが裏付けを含めて詳しく書かれている

(著者の半田良三は 建築技術者で日本建築史のフィールドワークを手掛けている)

1.4 古代の近畿大和はどんな状態だったのか

(1) 弥生時代の考古学出土品

弥生中期～後期(BC250~AD250)の近畿の遺跡で特筆すべきは 唐子・鍵遺跡（奈良県磯城郡田原本町）と池上・曾根遺跡（大阪府和泉市和泉大津市）であろう
これらからは大規模環濠集落跡、高床式大型建築物、青銅器鑄造炉、鉄製品工房、木製農具、銅鐸片、ヒスイ勾玉等の出土品があり、大豪族の存在が窺えるが 王朝には程遠い規模である
（因みに この時代の北九州では 吉野ケ里遺跡、吉竹高木遺跡、須久岡本遺跡、三雲・井原・平原遺跡など はるかに大規模の住居跡と王墓跡から豊かな副葬品が出土している）

(2) 古墳時代(250~600年)

3世紀になると突然 政治と宗教に特化された都市（農業の痕跡が無い）が 大和盆地の南西部に出現する 奈良県桜井市の纏向遺跡である

前方後円墳として最古級の箸墓古墳(長さ 278m)もあり 多数の土器類がこの地で出土している
これらの土器の産地を調べると 東海 49%山陰・北陸 17%河内 10%吉備 7%関東 5%近江 5%などであり 各地から首長たちが集まり 都市の発展に寄与したことが窺える（大和への鉄器の流出を制限していた九州からの土器は見当たらない）

尚 前方後円墳は 3世紀初期の吉備に始まり 大和にもたらされて大型の箸墓古墳となりやがて東へ（関東へも）西へ（九州へも）と普及して行く（6世紀末に消滅している）

5世紀になると前方後円墳が急速に大型化する 特に河内の大山陵古墳（堺市、16代仁徳陵に比定）長さ 485m は 世界最大級で 墳丘の総容量 140万³m³（10トンダンプ 25万台）は現代工法でも建設に 2.5年を要する由（大林組） その前に造られた菅田御廟山古墳（羽曳野市、15代応神陵に比定）425m、^{みさきぎやま}陵山古墳（堺市、17代履中陵に比定）365mなど 200mを超える大墳丘が 4基、そして 100~150mの中型前方後円墳が 10数基（これらは首長クラスか？）が 王の墳墓と共に 奈良盆地の中に存在する

弥生時代の都市は城柵と環濠を整えていたが この時代になると防護設備を持たず平和的な環境にあった 又 巨大な権力を持つ王が 決して専制的、超越的存在でなく 各地に分住する首長たちと 強い政治的紐帯を持っていて 同じ奈良盆地～近畿地区に共通の古墳群を形成していたことが分かる 武力を以っての征服王朝では無かったのである

(3) 神武東征をどう考えるか

日本書紀によると（古事記もほぼ同じ）南九州日向にいた神武らが 新しい天地を求めて故郷を離れ 筑紫、安芸、吉備を経て難波にやって来た そこで長髓彦の抵抗に逢い 一旦南に下がり熊野、吉野を経て大和に入りここに都を開いたことになっている

その年代は定かでないが 前項の古墳時代より前で 弥生時代後期(AD1~250)と考えるのが妥当であろう

日本書紀に（古事記も同様）神武の後は記事が少なく 第10代崇神になって漸く記事が増えているので 中間の天皇たちは実態として存在せず（欠史八代と言われる） また名前が 二人ともハツクニシラススメラミコトと同名なので 初代と第10代を同一人とする史書も存在する

日本書紀に 天皇の崩御年が記載されるのは第12代景行からである(AD130) これらも大和入り

年代推定の材料になるだろう

(日本書紀神武元年正月条 始馭天下之天皇)

(日本書紀崇神十二年九月条 御肇国天皇)

神武東征と一般に言われるが 必ずしも武力で既存勢力を倒したのではなく 呪術の類いの手段で 大和に入り込んだのであろう

(熊野では建御雷神から授けられた神聖な剣で悪神の害を避け、吉野の山路でも八咫鳥の道案内で悪路を越えた 手強い長髓彦はその妹を妻としていた邇芸速命を説得して倒したなど)

いずれにしても 九州勢力の一部が大和入りしたのは事実と思われる

そしてこれを弥生後期と考えると 後漢書倭伝に記載された 倭奴国王(AD57)や 倭国王帥升(AD107)の朝貢の年代に相当している

後漢の都は洛陽に在り 大和から洛陽までの遠路を往復するための 安全装備、食料、貢ぐ財物などを整える力は到底無かったと考えざるを得ない

又 それより早く弥生中期と考えると 唐子遺跡の年代に相当し 神武が大和入りした土地

(師木一磯城)に大規模環濠集落が生まれたと考えることもできる しかしそれが拡大発展したとしても 崇神の時代に四道將軍(東海、北陸、山陰、山陽)を派遣した程度で その範囲を超えることがなかった

神武東征の記述が簡潔に過ぎたので 少し補ってみよう

ニギノミコトの曾孫の神武(伊波礼毗古命)は南九州の日向で育ったが もっと広大で安らかな天下を治めるため 東方に向かうことにした 豊後の宇佐を経て 筑紫の岡田宮で1年を過ごし それから安芸国に7年間滞在し 吉備の高島宮に遷って8年を過ごす

その後 摂津の浪速の海を横切って白肩の津(東大阪)に船を停めた 此处で長髓彦の強い抵抗に逢い 同行していた兄の五瀬命が重傷を負ったので引き返す 紀伊半島の南端を回って熊野の海岸に着く 此处では土地の悪神の毒気にあてられるが 熊野に住む高倉下という者が 立派な剣を捧げて目を醒ます 聞けば夢の中に建御雷神が現れて“天ツ神の御子にこの剣を渡すよう”と告げられたと言う (この剣は現在 天理市の石上神社に祀られている)

この話を聞いた後 神武も夢を見る その夢には高御産巢日神が現れて “熊野の背後の山の中には 大勢の乱暴な悪神がいるから 山奥に迷い込んでではならぬ これから八咫鳥を送るから その鳥の飛ぶ後に進むよう”と告げた その道案内で峠を越え 吉野川上流に着いた 吉野の山の中では 何人もの国ツ神が案内し 大和盆地の外れの宇陀に着いた 宇陀を治めていた兄宇迦斯は 神武を騙し討ちにしようと考えたが 弟の弟宇迦斯がその企みを知らせたので 神武に討ち取られる

神武たちは 宇陀から師木(磯城郡田原本町)を経て 忍坂に着く 此处では 饒速日命の協力を得て 長髓彦を倒し 大和の檀白原に王宮を建てて天下を治めた